

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	土地6, 196. 94m ² 賃貸借
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局下関港湾事務所長 寺園 正彦 九州地方整備局 下関市東大和町2-29-1
契 約 締 結 日	令和6年5月30日
契約の相手方の氏名及び住所	富士電子グループ株式会社 下関市長府扇町8-5
契約金額(消費税及び地方消費税含む)	4,278,000 円(税込み)
予定価格(消費税及び地方消費税含む)	4,278,411 円(税込み)
随意契約によることとした理由	<p>本件は、下関港海岸保全施設整備事業の水門築造工事を施工する際に必要な作業ヤードとして、富士電子グループ株式会社の所有地の一部を使用するものである。</p> <p>当事業は、下関港海岸(山陽地区)において実施されており、水門築造工事を施工するための資材置場等として使用する作業ヤードが必要である。</p> <p>なお、作業ヤードについては、水門築造箇所に隣接した当該土地以外に適切な場所はない。</p> <p>よって、会計法第29条の3第4項により、富士電子グループ株式会社と随意契約をするものである。</p>
備 考	